

令和3年度第1回

川西市国民健康保険運営協議会
議 事 録

令和3年9月17日（金）

川西市役所 4階 庁議室

川 西 市

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		令和3年度 第1回 川西市国民健康保険運営協議会		
事務局 (担当課)		健康増進部 国民健康保険課		
開催日時		令和3年9月17日(金) 午後1時30分～午後2時32分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	土手道子委員、和田和代委員、神田晃敬委員、青山かよ子委員、 織田行雄委員、今西要委員、樋口淳一委員、松本昭彦委員、 板東一仁委員、足立泰美委員、尾野上一夫委員		
	事務局	荒崎健康増進部長、武富健康増進部副部長、薄波国民健康保険課長、 鈴木保険収納課長、高面保険収納課課長補佐、 生田国民健康保険課課長補佐、勢田国民健康保険課副主幹、森下主査		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会議次第		<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付 ・諮問 ・協議事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計の決算状況等について 2 その他 		
会議結果		<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度保険税率等について諮問が行われた。 2 令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計の決算状況等について、説明と質疑が行われた。 3 今後の予定について、委員に対し説明が行われた。 		

令和3年度第1回議事録

副部長

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより、令和3年度第1回の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局を努めます健康増進部 副部長の武富と申します。このあと、会長が選出されるまで、議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、本運営協議会の委員の委嘱を行わせていただきます。

川西市国民健康保険運営協議会の委員の任期が令和3年9月15日をもって満了になったことに伴いまして、令和3年9月16日から委員となられる被保険者を代表する4名、保険医・薬剤師を代表する4名、公益を代表する4名の方に委嘱辞令を交付させていただきます。

本来ならば、お一方ずつに手渡しで交付するところではありますが、感染予防を考慮し、皆様のお席に配布させていただいておりますのでご確認ください。また、リモートでご参加の皆様、ご欠席の方には郵送させていただきますので、ご容赦ください。

続きまして、荒崎部長より、皆様にごあいさつを申し上げます。よろしくお願いたします。

部長

皆様、こんにちは。健康増進部長の荒崎でございます。

本日は、新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言下の中で、令和3年度第1回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催させていただくこととなりましたが、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。リモートでご出席いただいた皆様には、オンラインとの併用会議にご協力をいただきありがとうございます。

また、皆様には平素から本市の国民健康保険事業の運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

皆様には、本運営協議会の委員にご就任いただくということで、新たにご就任いただいた委員の皆様、引き続いてご就任いただいた委員の皆様それぞれに、辞令交付に記載しておりますように越田市長から委嘱をさせていただくこととなります。本日から3年間、どうぞよろしくお願いたします。

さて、国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤であるため、安定的な運営が求められていることから、平成30年度から県と県下市町が共同でその事業を運営することとなりました。

部 長

この国保制度改革の後、市は兵庫県が決定した国保事業費納付金を県に納付するために必要となる保険税を確保することとなり、そのための税率設定について本運営協議会でご協議をいただくこととなります。これまでの運営協議会での協議を踏まえて、本市におきましては、令和2年度は税率改定を行い、令和3年度は税率改定を行わず据え置きとしたところでございます。

今後皆様には、令和4年度の本市の国民健康保険事業の運営に向けて、税率設定などについてご審議いただくこととなります。

第1回目の本日は、令和2年度の決算状況等についてご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副部長

それでは、改めまして私の方から委員の方々をご紹介します。

まず、「被保険者を代表する委員」として、土手委員でございます。平成30年9月からご就任いただいております。本日はリモートで参加していただいております。

続きまして、和田委員でございます。平成30年9月からご就任いただいております。本日はリモートで参加していただいております。

続きまして、神田委員でございます。同じく青山委員でございます。お二人には市民公募という形で今回からご就任いただくこととなりました。

次に「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」として、本日はご欠席ですが川西市医師会会長の藤末委員がいらっしゃいます。平成27年5月よりご就任いただいております。

同じく、川西市医師会副会長の織田委員でございます。平成27年5月よりご就任いただいております。

続きまして、歯科医師会副会長の今西委員でございます。今回からご就任いただくこととなりました。

続きまして、薬剤師会会長の樋口委員でございます。平成28年9月からご就任いただいております。本日はリモートで参加していただいております。

次に「公益を代表する委員」として、松本委員でございます。松本委員は、現在、社会保険労務士としてご活躍されています。当協議会の委員には平成31年4月にご就任いただき、ご就任時から会長を務めていただいております。

続きまして、板東委員でございます。板東委員は元大阪青山大学の教授としてご活躍され、平成28年4月よりご就任いただいております。

続きまして、足立委員でございます。足立委員は甲南大学教授としてご活躍されており、今回からご就任いただくこととなりました。本日はリモートで参加していただいております。

続きまして、尾野上委員でございます。尾野上委員は川西市コミュニティ協

副部長

議会連合会理事、また加茂小学校区コミュニティ推進協議会会長としてご活躍されており、平成30年6月よりご就任いただいております。本日はリモートで参加していただいております。

それでは次に、市及び事務局職員の紹介をさせていただきます。

まず、荒崎健康増進部長でございます。

鈴木保険収納課長でございます。

薄波国民健康保険課長でございます。

事務の高面、生田、勢田、森下、私、武富でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは改めまして、ただいまより令和3年度第1回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。

藤末委員が欠席で他の11名が出席であります。そのうち、5名の方がリモート参加していただいております。リモート参加の方には、会議開始前に事務局が「映像及び音声により委員本人であること」、「映像の即時受信が適正に行われていること」の2点について、確認を取っております。

よって、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条に従って、定数の半数を超えておりますので、本日の運営協議会は成立となります。

本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、会議録作成のため、当会議を録音いたしますが、会議録の作成後は速やかに削除いたしますのでご了承願います。

まず、開催にあたりまして、会議資料の確認をさせていただきます。5点配付しております。まずは川西市国民健康保険運営協議会委員名簿。次に本日の次第。次に、右上に「川西市国民健康保険運営協議会資料」と書かれた資料、そして令和3年度国民健康保険事業概要と国保ガイドブックです。資料はお揃いでしょうか。

続きまして、会長の選出に入るわけでございますが、会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条により、「公益を代表する委員」の中から選出することになっております。

公益を代表する委員の皆様につきましては、既にご了承をいただいておりますが、前会長の松本委員に引き続き会長就任のお願いをさせていただきたいと

副部長

思います。ご了解いただけますでしょうか。

<「異議なし」の声>

副部長

ご了解ありがとうございます。

これより後の会議の進行は、松本会長にお願いいたします。松本会長は、会長席への移動をお願いいたします。

※松本会長、会長席に着く

会 長

松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事をすすめたいと思います。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思います。

私から指名をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声>

会 長

異議なしの声をいただきました。それでは、本日の署名委員といたしまして、和田委員と織田委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の選出を行いたいと思います。副会長の選出も国民健康保険法施行令により、公益を代表する委員の中から選出することとなっております。副会長には板東委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声>

会 長

異議なしの声をいただきました。板東委員よろしくお願いいたします。

副会長

よろしく申し上げます。

会 長

それでは次第の6、川西市長より「令和4年度川西市国民健康保険税率等について」の諮問があるとのことですので、説明をお願いいたします。

国民健康保険課長

先ほど、部長からのあいさつにもありましたとおり、これから1月に向け

国民健康保険課長

て、令和4年度の国民健康保険税の在り方について審議していただくこととなります。川西市国民健康保険運営協議会への諮問につきましては、税率改定を行うか否かに拘わらず、適正な税率について審議いただくよう諮問を行い、審議結果について答申をいただくという形になります。今年度の諮問につきまして、本来は市長がすべきところですが、公務の都合により、部長の荒崎より諮問をさせていただきます。

<部長諮問文読み上げ>

部 長

諮問。令和4年度川西市国民健康保険税率等について。

国民健康保険は、国民皆保険制度を守るための基盤となる制度ですが、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、また所得水準が低く、保険料負担が重いなどの構造的な問題があります。

それらの課題を解決するために、平成30年度からは国保制度改革が行われ、公費が拡充されるとともに、県が市町とともに共同運営者となり、財政運営の責任主体として県全体で必要な医療費等を見込み、それを賄うための納付金額を各市町に示し、各市町はその納付金等を基に税率設定をすることとなっております。

本市の国民健康保険事業特別会計におきましては、令和元年度以降、実質単年度収支で大幅な収支不足が見込まれたため、令和元年度末における構造的収支不足部分については、基金からの繰り入れと税率改定により令和5年度までで解消すること、また一人当たりの伸び率を見込んだ納付金の増額部分については、税率改定により対応することとし、令和2年度に改定を実施しました。令和3年度は、この改定により一定の収支改善が図られたことに加えて、新型コロナウイルスの影響による受診控えが見込まれたことにより、一人当たりの納付金が減額となったことから、税率等を据え置きとしました。しかし、令和4年度以降においても制度の構造的な問題である加入者の年齢構成などの問題は残ったままであり、医療の高度化等に伴う県全体の医療費の増加が続くことが予測される中で、これからも収支均衡を図り健全な財政運営に努めなければなりません。

つきましては、全ての市民が健康で安心して暮らせるよう、将来にわたって国民皆保険制度を堅持するために、川西市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき、令和4年度川西市国民健康保険税率等についてご審議いただきますようお願いいたします。

令和3年9月17日。川西市国民健康保険運営協議会、会長、松本明彦様。

川西市長、越田謙治郎。

<会長に諮問書を渡す>

会 長 ただいま諮問をお受けしました。皆様の慎重なご審議をお願いします。
それでは、事務局より一言お願いいたします。

国民健康保険課長 ありがとうございます。本日も説明させていただき内容を参考に、次回から適正税率についての本格的な議論を進めていただきますよう、重ねてお願いいたします。また、リモート参加の委員の皆様、ご欠席の委員の方には、後ほど諮問書の写しを郵送いたします。

<諮問書（写）配布>

会 長 それでは、議題に基づきまして進行させていただきます。
協議事項第1「令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計の決算状況等について」を議題といたします。内容について、事務局より説明をお願いいたします。

国民健康保険課長 それでは、順次説明をさせていただきます。資料1ページをご覧ください。
令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計収支と書かれた資料になります。この資料は、本特別会計の令和元年度決算、令和2年度決算を記載しその増減理由などを備考に記載しています。主な項目につきまして、説明させていただきます。

まず、左の歳入についてご説明いたします。中ほどの列、令和2年度決算の列になります。保険税では上から3行目、計と書かれたところになりますが、令和2年度現年課税分と滞納繰越分の合計で、31億7,436万4,000円で、対前年度決算比較で7,903万1,000円の増となっております。これは、備考にありますように、被保険者数は4月から3月ベースで1,023人の減となっておりますが、令和2年度に税率改定を実施したことが主な要因でございます。

次に一つ飛びまして、国庫支出金、国庫補助金をご覧ください。令和2年度の決算額は4,253万9,000円で、新型コロナウイルスに係る国保税の減免に対する国からの財政支援を受けたことなどにより増額となっております。

なお、新型コロナウイルスに係る減免額は、表の次の項目、県支出金の特別調整交付金として歳入されるものと合わせて、全額国から補填されるものです。

次にその県支出金、県補助金です。前年度比較で8億1,450万8,000円の減額となっており、その主な要因は、備考欄の一番上、普通交付金の減によるものです。普通交付金とは保険給付に必要な費用を県が市に全額交付するものですが、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの影響で保険給付費が減となったことから、その同額が交付される普通交付金も減となったものです。

次に基金繰入金です。これは年度末に見込まれた収支不足額について、基金を取り崩して繰り入れを行っているもので、令和2年度は9,660万1,000円です。

次に繰越金は、前年度からの繰越金で、前年度比較で3億1,868万5,000円の減額となっています。これは、令和元年度決算額には平成29年度普通調整交付金申請誤り分として平成30年度に収入した2億3,300万円を含んでいるためです。

この平成29年度普通調整交付金申請誤りにつきましては、一昨年度の運営協議会においてもご報告させていただいている内容となりますが、29年度の普通調整交付金申請について、申請額が過少となっている誤りが判明し、30年度に国に追加交付を申請したところ、申請額の8割である2億3,300万円が交付されたものです。交付されなかった残りの2割、約5,800万円につきましては、市民や被保険者に負担をかけることがないよう、職員給与の削減などによって令和4年度末までに補てんを行う予定としており、現在その対応を検討しているところです。その対応方法が決定いたしましたら、改めてご報告させていただきますのでご了承ください。

次に歳出についてご説明いたします。一番左の列、大きな項目二つ目の保険給付費になります。先ほど普通交付金の説明の中で申しあげましたように、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの影響で保険給付費が減っており、項目下の合計の欄で、前年度と比較して7億6,667万9,000円減額となっております。

次に納付金です。これは県が県全体の保険給付費を見込んだ上で、所得水準や医療費水準を考慮して算出した各市町の納付金で、被保険者数の減少により減少となっております。

次に保健事業費です。これは新型コロナウイルスの影響による受診控えで特定健診や人間ドック、がん検診の受診が減ったことにより前年度比較で1,450万5,000円減となっております

次に基金積立金では令和元年度は普通調整交付金申請誤りによる追加交付分2億3,300万円を基金に積み立てましたが、令和2年度は基金運用利子のみの積み立てであるため減額となっております。

以上、歳入歳出の差引を左側歳入の表の下に記載しておりまして、歳入歳出差引③という項目で、令和2年度は歳入歳出差引額が4,636万1,000円、その額から、翌年度に精算が必要となる額④を差し引いた実質収支額は108万7,000円で、基金から繰り入れを行ったことで黒字を確保しております。

ただし、基金積立金⑤及び基金繰入額⑥をそれぞれ黒字赤字要素として含めた場合の実質収支額は、9,550万4,000円の赤字で、さらに単年度では一番下の欄、実質単年度収支で9,720万3,000円の赤字となっています。実質単年度収支の前年度2億6,802万9,000円と比較すると、1億7,082万6,000円改善しており、これは令

国民健康保険課長 和2年度に税率改定を行ったことなどにより収支が改善したものです。
続きまして、右側歳出の表の下に基金の状況を記載しています。一番右、令和2年度の列で、令和2年度末の基金残高は9億4,407万円となっております。

以上がこちらの資料、令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計収支の説明となります。なお、実際被保険者の方が一人当たりどれだけ税額をご負担いただいているのかを補足として説明させていただきます。資料「令和3年度国民健康保険事業概要」の20ページをご覧ください。下のグラフ3. 年度別一人当たり・一世帯当たり保険税調定額です。被保険者お一人当たり、いくら保険税をご負担いただいているかを示しているのが黒いほうの棒グラフになっています。令和2年度は、103,080円で税率改定を行ったことで、前年度より6,231円、率にして6.4%のアップとなります。以上で特別会計収支の説明となります。

会 長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

委 員 今の説明の中で、平成29年度調整交付金申請誤り分について平成30年度に2億3,336万7,000円を繰越金に繰り入れたと説明があったが、残りの5,000万円ほどは、収入の説明の中で基金積立金の中に入っているのは、国庫交付金だけで残りの分は、特別会計に繰り入れされていない、ということよろしいですか。

国民健康保険課長 はい、そのとおりでございます。令和4年度末までに、5,800万円は一般会計から特別会計へ繰り入れできないかということで検討しているところです。

委 員 ありがとうございます。

会 長 ほかに何かご質問ございませんか。

委 員 2点質問させてください。
今回の普通調整交付金の申請誤りについてご質問があったかと思いますが、こちらについては、一般会計繰入金が次年度に対して増えていくといったものでよいのかどうか。(音声トラブルにより会場内には伝わらなかった)

1点目、都道府県単位化によって、今後は都道府県の指示により税率等は決まってくるかと思うのですが、今回の税率について、激変緩和があつて市独自の税率7.5%となっていると理解してよろしいでしょうか。

実際、激変緩和につきましては、資料2ページには2年後の令和5年で解消する

委員 と書かれてありますが、そのためには、どの程度税率は上がるのか。都道府県単位化によって生じるであろう今後の負担はどのようになっているのか教えてください。

国民健康保険課長 激変緩和に関してですが、川西市には納付金算定の際に激変緩和の額は入っていません。都道府県単位化の前と現在では、それほど差がないと判断されているものです。川西市は、令和元年度末までに赤字がございましたので、その分は4年間で解消するための内容で令和2年度の税率改定を行いました。今後どのくらいの税率になるかとのことですが、毎年兵庫県から提示される納付金がいくらなのかを見ないと何%くらいになるか計算できないため、今税率については分からない状況です。

委員 なぜこのような質問をしたかと申しますと、資料2ページにある改定率が平成25年度は11%、平成27年度は3%、令和2年度は7%とかなり変動しています。赤字を解消するために、税率が動くおそれがあるのではないかと推察されます。

そうすると、今年度は新型コロナウイルス感染症の減免で財政支援が多く、県補助金、特に国庫補助金はかなりの金額がきていますが、場合によっては次年度この補助金がなかった場合、今の現況を鑑みると基金繰入金で収支を合わそうとされておられます。この基金残高の状況をみると、令和元年に比べ令和2年は減ってきていて、この先も減っていくことが予想されるだけに、慎重に税収を検討する必要があると思いましたので、質問させていただきました。

ただ、県の示す税率に合わせた形、プラスアルファで今までの赤字補填が累積されていることが理解できました。ありがとうございました。

会長 よろしいでしょうか。たいへん難しい話でした。
厳しい目で見てください、ありがとうございました。
ほかに何かございませんか。1ページの質疑はこの辺にして、資料2ページの説明をお願いします。

国民健康保険課長 それでは、資料の2ページをご覧ください。

国保制度と川西市国保における税率改定の状況につきましてご説明いたします。まず川西市では国保事業が昭和35年に開始され、それ以降、市町ごとに運営されてきました。これは、各市町がそれぞれで保険給付費を見込み、必要となる税収を確保するための税率を設定していたものです。

しかし、国保は加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、また所得水準が低く、保険料負担が重いなどの構造的な問題があり、それらの課題を解決す

るために、平成 30 年度に国保制度改革が行われました。

この制度改革によって、公費が拡充されるとともに、県が市町とともに共同運営者となりました。県は、財政運営の責任主体として県全体で必要な医療費等を見込み、それを賄うための納付金額を各市町に示し、各市町はその納付金等を基に税率設定をすることとなっています。

国保制度改革後の国保財政の仕組みについて、資料右側に図を記載しています。

この図の上の四角は、共同保険者である兵庫県の国保特別会計を、下の大きい四角は市の国保特別会計を表しています。

下から上にのびる斜線模様の矢印にありますように、市は県に納付金を納めます。その代わりに、左の下向きの矢印にありますように、県は保険給付費等に必要な金額を市に交付金として交付します。

市はその納付金等を県に納付するために、下の白い上向きの矢印、保険税と書かれた部分ですが、被保険者から保険税を集める仕組みとなっています。

この図の左、資料の中ほどに本市の税率改定の状況を記載しております。

上側の表で、平成 20 年度以降 27 年度までは 2,3 年ごとに改定を行ってまいりました。その後、平成 30 年度の国保制度改革後は、下の表、令和 2 年度に 5 年ぶりとなる改定を実施いたしました。

現在、納付金を納めるための税率設定を各市町で行っていますので、各市町異なる税率となっていますが、資料の太い点線で囲った部分に記載していますように、将来的には県下市町同一の保険税率を目指しております。その理由としては、県内どこに居住していても同一所得の場合は同一保険税を負担するものとした方が市民にとって分かりやすい保険税体系になること、また各市町の税率算定事務が軽減されることなどとなっております。

これを達成するためには、各市町の保健事業経費や、各市町に直接歳入される国からの補助金などを相互扶助することや、保険税率を下げるための一般会計繰り入れを行わないことなどが必要となりますので、今後県下で協議・検討が進められていくこととなっております。これらの協議にはまだ数年かかる見込みですが、令和 5 年度に県の運営方針が改定される際には、統一目標年次が記載される予定となっております。

次に、その下ですが、本市の令和 2 年度に税率改定を実施した際の考え方になります。

毎年、医療費の増加によって一人当たり納付金が増加する傾向にありましたので、前年度より一人当たり納付金が増加する部分は税率改定を行うこととしました。また、令和元年度末の赤字は令和 2 年度から令和 5 年度の税率改定により解消することといたしました。

次に、その下の囲みは、昨年、令和 3 年度の税率を検討した際の考え方です。

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染の影響による受診控えから県が見込んだ保険給付費が減となったことで、一人当たり納付金が増加しました。

国民健康保険課長

また、令和3年度末の基金残高見込みが令和2年度税率改定検討時よりも増加する見込みであったため、税率改定を行わないこととしたものです。

右側、下の図は、税率と収支不足の状況および今後の見込を表しており、縦軸が一人あたりの納付金額、横軸は年度推移となっています。資料を送付した後で、わかりやすくするためにアルファベット記号や吹き出しを追加しておりますので、恐れ入りますがリモートの方は画面資料を併せてご覧ください。

図の下の方の二重線「R1 までの税率」というラインから上がその税率では不足する額を表しており、令和元年度は2億7,000万円の収支不足額を基金取崩で対応いたしました。

令和2年度は税率改定を行ったことにより、上の二重線「R2 改定税率」というラインに上がりました。これによって、二重線の間の部分、税率改定1億2,100万円と書かれた部分ですが、令和元年度末の赤字の約2分の1である1億2,100万円を税率改定しました。また、一番上の(A)と書かれた部分が、一人当たり納付金額が増加した部分で、これも税率改定をしています。

次に令和3年度ですが、先ほどご説明したように、新型コロナウイルスによる受診控えの影響で一人当たり納付金額が減少しており、図では吹き出し「一人当たり納付金額の減」と書かれた部分です。この減少によって、税率改定済みであった(A)の一部が、斜め下矢印の先(B)として、収支不足額解消に回っています。

また令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の令和2年中所得が減少することで税収減が見込まれましたので、その分も基金取崩で対応することとしたのが下の(C)の「基金取崩1億2,300万円」と記載した部分で、それとあわせて上の(D)収支不足分8,800万円を基金取り崩しによって対応しても、基金残高は令和2年度税率改定見込時よりも増となっていたことから、令和3年度は税率改定を行わなかったものです。

右の令和4年度、令和5年度は見込みになりますが、一人当たり納付金は以前同様に増加していくものと見込むと、上の高くなっていく部分(E)、(F)は改定することとしています。そして下の白く残っている部分(G)、(H)は5年度までに解消することとしています。

以上で国保制度と川西市国保における税率改定の状況の説明となります。

会 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

委 員

たいへん分かりやすい説明、ありがとうございました。

資料右下の税率の改定が気になるところでして、令和4年、令和5年はこの図表でいくと税率は上がっていくことが推察されます。その場合、問題になるの

委員 　　が保険税額を上げたとしても払えない人が出てくる可能性があります。未納の問題です。今、川西市では未納の問題はどのようになっているのか、または対処法について教えてほしい。これが1点目です。

　　2点目は、税率を抑える手段として所得水準はやむを得ないと思いますが、医療水準について、いかにして適正な医療を行っていくかといった話になってくるとと思います。この辺りのことについて、他の兵庫県内の市町と比較して、川西市はどのような立ち位置になっているのか。他と比べて医療費が高いのか低いのか。県内での順位について資料では分からないので教えてほしい。

会長 　　ありがとうございました。
　　事務局いかがですか。

保険収納課長 　　収納状況ですが、現年分93.8%の収納率です。例年微増で上がっている状況です。今回、税率改定で収納額も令和元年度より上がりました。
　　ただし県下では、低い状況で、もう少し伸び代があると思います。

国民健康保険課長 　　続いて医療費水準ですが、川西市は平均より低い状況です。令和2年度の一人当たりの医療費ですが、県下で36位となっており、だいぶ下のほうに位置しています。ただし、医療費の適正化につきましては、今後も努めていかなければなりませんので、ジェネリック医薬品の推進や柔整の適正化など進めていきたいと考えています。

委員 　　医療費適正化については、順位的に妥当なのかと思います。
　　一点気になりましたのが収納率です。現年分は93%ですが、滞納繰越分、今までの積み重ねの部分の比率は高いのでしょうか。同じく90%超える対応ができていますのでしょうか。

保険収納課長 　　滞納繰越分は、収納率90%を超えるものではありません。令和2年度で18.0%です。過去からの積み上げ分もあり、納付困難分が残っている状況です。

委員 　　滞納繰越分はどの市町も厳しい状況でして、現年分と同様の93%はないと想定していましたが、18%は（数字として）小さく、今後どのようにして工夫するのか。分割して納付を求めるにしても、吹田市のように所得税（市民税）と一括して納付を求めるなどほかの市町も参考にして工夫していただきますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。
ほかに何かございませんか。
それでは、次の資料の説明をお願いします。

国民健康保険課長

資料3ページをご覧ください。

川西市国民健康保険 第2期データヘルス計画中間評価についてご説明いたします。

まずデータヘルス計画とは、平成25年6月に閣議決定された国の「日本再興戦略」の施策方針に基づき、医療及び健診データ等の分析を行い、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施するために策定する計画です。

本市の第2期データヘルス計画の計画期間は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの6年間で、中間年度にあたる令和2年度に中間評価を実施し、今年3月に開催しました本運営協議会でも中間評価（案）についてご意見を頂戴したところです。

中間評価にあたりましては、第2期データヘルス計画で当初設定している8つの課題について、令和元年度の実績を評価した上で、そのうち4つの項目を重点課題として整理・評価を行ったものです。

資料右側に、8つの課題に係る実績と評価を記載しています。項目は上の課題1から特定健診受診率の向上、2特定保健指導実施率の向上、3LDLコレステロールで基準値を超えている人の減少、4糖尿病性腎症重症化予防、5医療費の適正化、6がん早期発見による重症化予防、7生活習慣の改善、8高血圧で基準値を超えている人の割合の減少となっています。

重点課題として評価を行ったものが色を付けている部分となっております。課題1特定健診受診率の向上では、単年度の目標では受診率毎年度1.7%上昇、計画期間最終時点での目標では受診率46%以上としていますが、平成30年度から令和元年度にかけてマイナス0.4%で、受診率も35%あたりを横ばいの状況となっていますので、評価はB、達成できていないとしています。

課題2特定保健指導実施率の向上では、単年度の目標では実施率毎年度1.5%上昇、計画期間最終時点での目標では37%以上としていますが、結果の欄を見ただけですと、平成29年度から30年度にかけて4%低下していることから、評価は達成できていないとしています。

次に課題4糖尿病性腎症重症化予防では、単年度目標でヘモグロビンA1cが6.5%以上の人の割合が0.2%減少することとしていますが、実績は0.4%増加しているため、評価はB、達成できていないとしています。

次に課題6がん早期発見による重症化予防では、がん検診受診率が対前年度比で増加することを目標としていますが、実績は0.6%減少しているため、これ

国民健康保険課長

も評価はB、達成できていないとしています。

これら4つの重点課題につきまして、左側の表で現状と今後の方向性を記載しています。

課題1 特定健診受診率向上では、現状と今後の方向性の欄で、受診率がほぼ横ばいの状況で、受診率の低い男性や若年層へのアプローチが必要となります。このため、事業の見直しや方向性として、受診勧奨はがきを対象者の特性に合わせた内容で送り分けを行うことや、電話勧奨を引き続き実施するとともに、健診についての相談や問い合わせに応じる専門ダイヤルを設けることとしています。

課題2 特定保健指導実施率の向上では、未利用者への電話勧奨とともに、未利用者を対象とした健康イベントを日曜日に開催し、当日に保健指導を実施いたします。

課題4 糖尿病性腎症重症化予防では、未治療者、治療中断者に対する受診勧奨について、より糖尿病性腎症に焦点を当てた対象者の抽出を行うとともに、重症度に応じた通知の送付や電話勧奨を行うこととしています。

課題6 がん早期発見による重症化予防では、国保被保険者のがん検診無料化を引き続き実施するとともに、日曜日に出張特定健診を実施する際に複数のがん検診も同日で受けられる機会を設け、忙しくて受けられないといった方に受けていただけるようにいたします。

今後は、これらの重点課題について以上のような取組を行い、受診率等の向上を目指していきます。また、毎年度事業の評価を行い、より効果的な取り組みを検討してまいります。

以上で川西市国民健康保険 第2期データヘルス計画中間評価についての説明となります。

会 長

ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

委 員

データヘルス計画については、保険者努力支援制度で補助金の金額に反映してしまいますので、かなり真摯にやらないと財源ごと失う可能性があるかと思えます。

やや厳しめかもしれませんが、2点ご質問させていただきます。

1点目。明らかに新型コロナウイルス感染症によって、この分野はどの市町も停滞せざるを得ない状況だと思えますが、それを含めても、なおかつ事業見直しの方向性、要は未利用者を対象とした健康イベントを日曜日に開催するということは、どのような開催の仕方をなさるのか。ソーシャルディスタンスが言

委員

われているご時世ですので、ある程度の工夫が必要になるかと思われませんが、この辺りの現実、会場や人数などを教えていただきたいのですが。

2点目は、新型コロナウイルスの関係で保健師の皆様は多忙な状況かと思われませんが、人手が不足している中でいろんな事業を果敢にやろうとしているのは、真摯な対応でよいかと思いますが、現実、果たしてこれが実現可能なスタッフの確保ができているのかどうか。場合によっては、外注化での対応も考え方としてありますが、事業の見直しや方向性、具体的にどういったことを、どういった人手の確保を考えておられるのか、教えていただきたい。

会長

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

国民健康保険課長

新型コロナウイルスによるイベント等の開催につきましては、今年度、保険指導の未利用者を対象にイベント型の保健指導を予定しています。未利用者の方は400人、500人くらいおられまして、その方に案内を送ろうとしていますが、参加のほうは30人程度を見込んでいます。

アステ市民プラザの会議室を会場に予定してしまして、一度に30人来ていただくのではなく、時間を分けて来場していただくよう検討しています。

スタッフの見直しですが、保健事業のみに携わる職員の確保は難しく、市の保健師にも協力を仰いでいますが、なかなか手が回らないのが現状です。

以前より糖尿病性腎症重症化予防などは、事業委託を行っています。

県の評価委員会に行くと、市の保健師がもっとかかわるべきだ、との意見を受けたりしますが、そこはバランスを取りながら、委託事業も併用しながら今後もやっていきたいと考えています。

委員

回答として、予測されたものですが、保健師がどうしてもかかわらなければならない分野と、そうでなく企業に依頼できる分野と住み分けがなされていくかと思われま。確かに、これは保健師がやるべきだとのご意見があったかも知れませんが、いくつかの優先順位があって、押さえるところを押さえる対応をすれば、決して非難されることはないと思います。

なおかつ事業の外注化に関しましては、いわゆる、相場的な金額はないだけに、思いの外、事業者の（提示した）金額が妥当かどうか、吟味をせずに契約して、後々問題になることが他の市町でよくあります。外注化につきましては、努めて契約の仕方にはご留意してください。

会長

ありがとうございました。ほかに何か。

委員 保健事業の計画、経過報告を説明していただきましたが、昨年度、今年度については、コロナ禍の関係でいろいろとイレギュラーになっていると思います。

本来、保健事業は非常に重要で、医療費に関係する事業ですので、力を入れていただく、となっていますが、今年度の状況を見ても前半が終わり、これから後半になるかと思いますが、個人的な意見ですが、コロナ対策、ワクチン接種や感染予防などを優先していただいて、保健事業、重要ではありますが、無理にする必要はないと思っています。

コロナの関係を優先していただいて、そのあと、できる範囲で事業に取り組んでいただいたらよいのかと個人的には思っています。

会長 他に何かございませんか。ズーム参加の委員の皆様もよろしいでしょうか。

ないようですので、それでは協議事項第2「その他」の項目に移りたいと思います。事務局から何かありましたら、よろしくお願いいたします。

副部長 今後の運営協議会の予定ですが、県から仮係数に基づく納付金試算が11月頃に出る予定となっているため、それ以後に運営協議会を開催したいと考えております。日程を調整の上、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

11月頃に仮係数が出るということなので、本格的な議論になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。他に何かございませんか。

委員 すいません。戻るかもしれませんが、税率改定に関しまして、毎年自然増が設定されていますが、自然増の要因を簡単に説明していただけますか。国保の加入者は減っていますね。医療費水準も高くない。自然増の部分は他の市と比べて普通に考えると低く設定されていると思われませんが、わかる範囲で教えてください。

国民健康保険課長 医療費について、川西市独自の分析は行っていません。一般的な話として、高齢化や医療の高度化により、国全体として毎年2～3%自然に増えていく、という今までの見立てでした。コロナの影響によりイレギュラーな動きをしましたが、今後もそれぐらいは増えていくだろうという見込みになっています。医療費水準は下位にいますが、同じぐらいに伸びていくと考えています。

会長 委員よろしいでしょうか。

他の方も何か言い忘れたことは、ございませんか。

会 長

他にないようですので、閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計決算報告につきまして委員の皆様のご活発なご質疑やご意見をいただき、心よりお礼申し上げます。

これをもちまして、令和3年度第1回川西市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。